

平成十八年十一月十七日受領  
答弁第一四九号

内閣衆質一六五第一四九号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員小宮山泰子君提出やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前内閣官房長官の責任に  
関する質問に対する答弁書

一について

内閣府大臣官房タウンミーティング担当室は、適宜、当面のタウンミーティングのテーマについて内閣官房長官に諮っている。また、各タウンミーティングの状況については、出席した閣僚から閣僚懇談会において報告されているところである。お尋ねのタウンミーティングの場合についても同様である。

二、三及び五について

タウンミーティングは、積極的な「国民との対話」を通じて、国民の協力と支援の下に、新しい社会、新しい未来を創造していく作業として、国民が政策形成に参加する機運を醸成することを目的に平成十三年度から開催してきた。このような目的を実現するため、これまで、公募による参加者が自由に意見を表明することはもちろんのこと、参加者と閣僚との対話を活発化するための運営上の工夫を行ってきたところであり、内閣と国民とをつなぐ有意義な対話の場が定着したものと考えている。他方、特定の方に発言案としての文書をお示ししていたという、一部運営上の行き過ぎた行為については、今後は一切行わない

こととするとともに、これまでのタウンミーティングについて点検を行い、その上ですべてを判断し、新しい透明な運営方法も早急に確立してまいりたい。

また、タウンミーティングの運営に係る執行済み経費については、平成十三年度は九億三千九百三十二万九千円、平成十四年度は一億九千三百四十一万円、平成十五年度は二億九千七百一十一万二千元、平成十六年度は二億四千二百八十八万六千元、平成十七年度は二億九千五百五十四万円、平成十八年度は二千三百三十六万一千円である。

#### 四について

お尋ねの内閣の意向に沿うような質問案文と質問者を事前に用意する内容のマニュアルは存在しないが、各タウンミーティングについて、会場の利用、受付・警備、緊急時の対応等に用いるマニュアルは存在する。